

平成十一年法律第一百六十八号
独立行政法人国立女性教育会館法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 役員及び職員（第六条～第十条）

第三章 業務等（第十二条・第十三条）

第四章 雜則（第十四条）

第五章 罰則（第十五条）

附則 第一章 総則

(目的) この法律は、独立行政法人国立女性教育会館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称) この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立女性教育会館とする。

(会館の目的) 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（第十一条第一項において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もつて男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。（中期目標管理法人）

(会館の役員) 会館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所) 会館は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資金) 会館は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会館に追加して出資することができる。
- 3 会館は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 会館に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して会館の業務を掌理する。

第八条 会館に、役員として、理事一人を置くことができる。

- 2 会館に、役員として、理事一人を置くことができる。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期) 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 会館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位) 会館の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲) 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
- 2 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。
- 3 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
- 4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。

(業務の範囲)

第十二条 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
- 2 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。
- 3 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
- 4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。

(業務の範囲)

第十三条 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
- 2 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。
- 3 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
- 4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。

(業務の範囲)

五 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。

六 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十二条 会館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

会館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

四 第四章 雜則

（主務大臣等）

第十三条 会館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 会館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、会館の成立の日において、会館の相当の職員となるものとする。

第三条 会館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、会館の成立の日において引き続き会館の職員となつたもの（次条において「引継職員」という。）であつて、会館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、会館の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、会館の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、会館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。（会館の職員となる者の職員团体についての経過措置）

第四条 会館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員团体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、会館の成立の際國営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員团体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、会館の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、会館の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 会館の成立の際、第十条第一項に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、会館の成立の時において会館が承継する。

2 前項の規定により会館が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から会館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、会館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、会館の成立の時に於いて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附屬する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを会館に追加して出資するものとする。

前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、会館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

附則（施行期日）抄（平成一二年五月二六日法律第八四号）

一
条
二

附則（平成一八年三月三一日法律第二四号）抄

(施行期日)

一九四九年

（我身）一休（きみ）
立正院の治領に立正院一月一日から旅行である。たまし

(職員の引継ぎ等)

独立行政法人（独立行政法人国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあつては、独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

附則第二条第二項の規定に依り施行日後の研究所等の職員となる者に対するは、月給手当は、支給しない。

施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第一條第一項に規定する職員（同条

人國立國語研究所、獨立行政法人國立科學博物館、獨立行政法人物質・材料研究機構、獨立行政法人防災科學技術研究所、獨立行政法人放射線医学総合研究所、獨立行政法人國立美術館、獨立行

政治人國立博物館及て獨立行政法人文化財研究所（以下「旅行目前の研究所等」という）の職員として在籍する者が、附則第二条第一項の規定により引き継いで旅行後の研究所等の職員となる場合は、前項の規定による旅行中の宿泊費の支拂いを免れ得る。

（平成二十七年法律第五十一号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七百七十六号）第二条の国立研究開発法人

放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人量子子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。の職員として在職した後引き続いで退職手当法第

王戦闘用刀を司貢に見付ける儀員として引き売へ、こ王戦闘用刀を手取る。さうが当該包丁は戸所争と民戦の合意を含む。この支合を受けて

るときは、この限りでない。

同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給す
る職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、

なるものとする

施于日前ご施行日前の研究所等を畏懾(きせき)を旨の畏懾手当につゝて国家公務員畏懶手当去等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九十五号)附則第三条の規定によります前項の例による

こととされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」といふ。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国

「牛刀を賣る金石多々ござります」
「お取引ござります」
「お取引ござります」

独立行政法人國立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究研究機構の、独立行政法人國立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人國立科学博物館の、独立行政法人國立防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人國立防災科学技術研究所の、独立行政法人國立研究開発法人人間文化研究研究機構の、独立行政法人國立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人國立研究開発法人防災科学技術研究

所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 附則第一条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 则 (平成一九年三月三〇日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年三月三一日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 (平成二一年三月三一日法律第十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第一項から第二項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条第十項の規定、同条第十二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十条の規定、附則第十一項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百三十八号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条のうち船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十二条の規定 平成二十一年十月一日

附 则 (平成二十六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(処分等の効力)

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定めることとする。

附 則 (平成二七年七月八日法律第五一号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

1 (施行期日) 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日